

政令第三百八十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条第一号中「以下同じ。」又は「を」を「第三条第一項第二号において同じ。」又は「に」、「同条第三項」を「同法第二条第三項」に、「以下同じ。」内」を「同号において同じ。」内」に改める。

第二条中「いう」の下に「。以下この条において同じ」を加える。

第三条第一項第二号中「休憩を含む。以下」の下に「この条において」を加え、同号イ中「含む。以下

」の下に「このイにおいて」を加え、同号ニ中「以下」の下に「この条において」を加え、同号ホ及び同条第二項中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第一号中「以下」の下に「この項において」を加え、同条第三項第一号イ中「以下」の下に「このイにおいて」を加え、同号ハ中「長いす」を「長椅子」に改める。

第六条第一号中「制限地域」を「この条において「制限地域」に改め、同号ロ中「学校」の下に「病院」を加え、「学生等の」を削り、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「もの」の下に「（以下「保全対象施設」という。）」を加え、同条第二号中「施設」を「保全対象施設」に改め、同条第三号中「指定」の下に「及びその変更」を加え、「第一号ロに規定する施設」を「保全対象施設」に改める。

第十八条を第三十一条とする。

第十七条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第十六条の表の一の項中「許可（以下）」の下に「この表において」を加え、同項の(一)中「第七条」を「第八条」に、「未認定遊技機」を「この表において「未認定遊技機」に改め、同項の(二)中「第七条」を「第八条」に、「特定未認定遊技機」を「この表において「特定未認定遊技機」に、「第十条の二」を「第十四条」に改め、同項の(三)中「第七条」を「第八条」に改め、同表の二の項中「以下」の下に「この

表において」を加え、同項の(二)中「第十条の二」を「第十四条」に改め、同条を第二十九条とする。

第十五条の二第一号中「第十三条第四号」を「第十七条第四号」に改め、同条を第二十八条とし、第十五条を第二十七条とする。

第十四条第一項中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十三項第四号」に、「以下」を「次項において」に、「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第三項中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十三条の五中「第十三条各号」を「第十七条各号」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の四条を加える。

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定に関する条例の基準)

第二十二條 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域（次号において「営業所設置許容地域」という。）の指定は、次のいずれにも該当する地域内の地域について行うこと。

イ 次のいずれかに該当する地域であること。

(1) 風俗営業等密集地域

(2) その他の地域のうち、深夜において一平方キロメートルにつきおおむね百人以下の割合で人が居住する地域

ロ 次に掲げる地域でないこと。

(1) 住居集合地域

(2) 住居集合地域以外の地域のうち、住居の用に併せて商業又は工業の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、深夜における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの

(3) (1)又は(2)に掲げる地域に隣接する地域（当該地域が風俗営業等密集地域に該当する場合にあつては、幹線道路の各側端から外側おおむね五十メートルを限度とする区域内の地域を除く。）

(4) その他の地域のうち、保全対象施設（特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものに限る。）の周辺の地域（当該保全対象施設

の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルを限度とする区域内の地域に限る。）

二 営業所設置許容地域の指定及びその変更は、地域の特性その他の事情に応じて良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないよう配慮するとともに、当該地域における法第四十四条第一項の規定による特定遊興飲食店営業者の団体の届出の有無及び当該団体が関係特定遊興飲食店営業者に対して行う法又は法に基づく命令若しくは条例の規定の遵守のための自主的な活動にも配慮すること。

（法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の政令で定める事由）

第二十三条 第七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の政令で定める事由について準用する。この場合において、第七条第一号及び第六号中「風俗営業者」とあるのは、「特定遊興飲食店営業者」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限に関する条例の基準）

第二十四条 法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第二項の制限は、深夜において営業を営んではならない時間として午前五時から午前六時までの時間内の時間を指定し、又は深夜から引き続き営業を営んではならない時間として午前六時後午前十時までの時間内の時間を指定して行うこと。

二 営業時間を制限する地域の指定は、居住、勤務その他日常生活又は社会生活の平穩が害されることを防止するため早朝における風俗環境の保全につき特に配慮を必要とする地域内の地域について行うこと。

(特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制に関する条例の基準等)

第二十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の規定に基づく条例を定める場合における特定遊興飲食店営業者の深夜における営業に係る騒音に係る数値は、第十一条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値を超えない範囲内において定めるものとする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の規定に基づく条例を定める場合における特定遊興飲食店営業者の深夜における営業に係る振動に係る数値は、五十五デシベルを超えない範囲内におい

て定めるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、第一項の騒音及び前項の振動の測定について準用する。

第十三条の四中「第十三条各号」を「第十七条各号」に改め、同条を第二十条とする。

第十三条の三中「読み替えて準用する法第二十八条第四項の政令」に改め、同条第一号中「読み替えて」を削り、同条を第十九条とし、第十三条の二を第十八条とし、第十一条から第十三条までを四条ずつ繰り下げる。

第十条の二の表の一の項の(一)中「試験(以下)の下に「この表において」を加え、同項の(三)1(1)中「以下」の下に「この表において」を加え、同項の(三)1(1)(i)及び同表の二の項の(一)中「以下」の下に「この表において」を加え、同条を第十四条とし、第十条を第十三条とし、第九条の二を第十二条とする。

第九条第一項の表の備考一中「日出時から日没時まで」を「午前六時後午後六時前」に改め、同表の備考二中「日没時から翌日の午前零時まで」を「午後六時から翌日の午前零時前」に改め、同条を第十一条とする。

第八条第二号口中「商業等」を「商業又は工業」に改め、同条第三号イ中「第十三条第一項の規定に基

づき都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日を定める条例で当該事情のある地域として」を「第十三条第一項第一号に」に、「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「当該特別な」を「習俗的行事その他の特別な」に、「」まで」を「まで」に改め、同号口中「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時まで」を「午前零時前」に改め、同号口中「日出時から」を「午前六時後」に改め、同条第四号イ中「日出時から」を「午前六時後」に改め、同号口中「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「当該特別な」を「習俗的行事その他の特別な」に、「」まで」を「まで」に改め、同号ハ中「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時まで」を「午前零時前」に改め、同条第十号とする。

第七条の二（見出しを含む。）中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第二号」に改め、同条第一号中「午前一時まで」を「午前零時以後において」に改め、同号イ中「風俗営業」の下に、「遊興飲食店営業（設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）をいい、風俗営業に該当するものを除く。）」を加え、「日出時」を「午前六時」に、「第二条第十一项第三号」を「第二条第十三项第四号」に、「酒類提供飲食店営業をいう。以下」を「酒類提供飲食店営

業をいう。第二十七条において」に改め、「地域」の下に「(第二十二条第一号イ(1)及びロ(3)において「風俗営業等密集地域」という。)」を加え、同号ロ中「に隣接する地域」を削り、同号ロ(2)中「その他」を「住居集合地域以外」に、「商業等」を「商業又は工業」に改め、同号ロに次のように加える。

- (3) (1)又は(2)に掲げる地域に隣接する地域(幹線道路の各側端から外側おおむね五十メートルを限度とする区域内の地域を除く。)

第七条の二第二号中「指定」の下に「及びその変更」を加え、「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改め、「による」の下に「風俗営業者の」を加え、同条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の二を第七条とする。

(建築基準法施行令の一部改正)

第二条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三百三十条の七の二の次に次の一条を加える。

(第二種住居地域及び工業地域内に建築してはならない建築物)

第三百三十条の七の三 法別表第二(ハ)項第三号及び(ル)項第四号(法第八十七条第二項又は第三項において法

第四十八条第六項及び第十一項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める建築物は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設（ナイトクラブを除く。）とする。

第三百三十条の八の二第二項中「定める」の下に「店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場に類する」を加える。

第三百三十条の九の五を第三百三十条の九の六とする。

第三百三十条の九の四第二号イ及びロ中「充てんする」を「充填する」に改め、同条を第三百三十条の九の五とし、第三百三十条の九の三を第三百三十条の九の四とし、第三百三十条の九の二を第三百三十条の九の三とし、第三百三十条の九の次に次の一条を加える。

（準住居地域及び用途地域の指定のない区域内に建築してはならない建築物のナイトクラブに類する用途）

第三百三十条の九の二 法別表第二(ト)項第五号及び第六号並びに(ハ)項（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定めるナイ

トクラブに類する用途は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設（ナイトクラブを除く。）とする。

第三百三十七条の十八ただし書中「又は第七号」を「、第七号」に改め、「工業専用地域内にある場合」の下に「又は第九号に掲げる用途に供する建築物が準住居地域若しくは近隣商業地域内にある場合」を加える。

（旅館業法施行令の一部改正）

第三条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第六号中「シャワー室」を「シャワー室」に改め、同項第十号及び同条第二項第九号中「客にダンスをさせ、かつ、客に」を「客の接待をして客に遊興若しくは」に改め、「若しくは」の下に「客に」を加える。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第四条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表十四の二の項の次に次のように加える。

十四の三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可に関する事務	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査	次に掲げる当該審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、それぞれ当該金額から八千円を減じた金額） イ 三月以内の期間を限って営む風俗営業等の規制及び業務の適正化
--	--	---

等に関する法律第三十一条の二十
二の規定に基づく特定遊興飲食店
営業の許可の申請に係る審査 一
万四千円（同法第三十一条の二十
三において準用する同法第四条第
三項の規定が適用される営業所に
つき当該申請を行う場合における
当該申請に係る審査にあつては、
二万八百円）
ロ その他の審査 二万四千円（風
俗営業等の規制及び業務の適正化
等に関する法律第三十一条の二十
三において準用する同法第四条第

	<p>十四の四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付</p> <p>又は同法第三十一条の二十三において準用する同</p>	
	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第五条第四項の規定に基づく許可証の再交付</p>	<p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用</p>
<p>三項の規定が適用される営業所に つき同法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合 における当該申請に係る審査にあ つては、三万八百円)</p>	<p>千百円</p>	<p>千四百円</p>

<p>十四の六 風俗営業等の規</p>	<p>法第九条第四項の規定に 基づく許可証の書換えに 関する事務</p> <p>十四の五 風俗営業等の規 制及び業務の適正化等に 関する法律第三十一条の 二十三において準用する 同法第七条第一項及び第 五項の規定に基づく特定 遊興飲食店営業の相続に 係る承認に関する事務</p>	<p>する同法第九条第四項の規定 に基づく許可証の書換え</p>
<p>風俗営業等の規制及び業務の適</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律第三十一条 の二十三において準用する同法 第七条第一項の規定に基づく特 定遊興飲食店営業の相続に係る 承認の申請に対する審査</p>	<p>八千六百円（当該申請を行う者が当 該都道府県において同時に他の風俗 営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律第三十一条の二十三にお いて準用する同法第七条第一項の規 定に基づく承認の申請を行う場合に おける当該他の同項の規定に基づく 承認の申請に係る審査にあつては、 三千八百円）</p>
<p>一万千円（当該申請を行う者が当該</p>	<p>三 千 八 百 円</p>	

<p>十四の七 風俗営業等の規</p>	<p>制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の二第一項及び同法第三十一条の二十三において準用する同法第七条の二第三項において準用する同法第七条第五項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認に関する事務</p>
<p>風俗営業等の規制及び業務の適</p>	<p>正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の二第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査</p>
<p>一万千円（当該申請を行う者が当該</p>	<p>都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の二第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円）</p>

<p>十四の八 風俗営業等の規</p>	<p>制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第一項及び同法第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第三項において準用する同法第七条第五項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認に関する事務</p>
<p>風俗営業等の規制及び業務の適</p>	<p>正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査</p>
<p>九千九百円</p>	<p>都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七条の三第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円)</p>

<p>制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認に関する事務</p>	<p>正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査</p>
<p>十四の九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項、第三項及び第五項の規定</p>	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対</p>
<p>一万三千元（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項の規定に基づく認定の申請を行う場</p>	<p>の規定に基づく認定の申請を行う場</p>

<p>に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定に関する事務</p>	<p>十四の十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第二十四条第六項の</p>
<p>する審査</p>	<p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第五項の規定に基づく認定証の再交付</p>
<p>合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、一万円)</p>	<p>千百円</p> <p>講習一時間につき六百五十円</p>

規定に基づく営業所の管
理者に対する講習に関す
る事務

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令(平成二十年政令第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「第二十二条第六号」を「第二十二条第一項第六号」に改める。

附 則

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年六月二十三日)から施行する。

理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定に関する条例の基準を定める等風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。